

仕 様 書

1 件 名 目黒区心身障害者センター施設入浴サービス事業委託

2 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 履行場所 目黒区八雲一丁目 1 番 8 号
「目黒区心身障害者センターあいアイ館」内

4 委託内容

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方が目黒区心身障害者センターあいアイ館（以下、「施設という。」）の機械及び介助入浴サービスを利用するにあたり、利用者の身体清潔の保持を図るため、入浴全般の介助を行うものとする。

5 業務日等

業務日及び業務時間については、次に定めるとおりとする。

(1) 業 務 日 土日曜日、年末年始(12月28日から1月4日)及び告知により休館する日を除く毎日

(2) 業務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(事前準備、後片付け及び休憩時間を含む)

6 業務内容

受託者は、次の業務内容を適正に行うものとする。

(1) 利用者の利用する曜日、時間及び人数

利用者の入浴時間は下表 1「入浴時間」のとおりとし、表に定められた利用日及び時間帯（以下、「1 枠」という。）に利用者の入浴介助を行うものとする。なお、一日の枠数は下表 2「一日のサービス実施枠数」のとおりとし、1 枠で行う利用人数については、原則として機械入浴サービスは 1 人、介助入浴サービスは 3 人までとする。但し、機械及び介助入浴サービス利用状況によってはその限りでない。又、対象となる利用者の人数については、下表 3「対象利用者人数」のとおりとする。但し、サービス利用状況によってはその限りではない。

(表 1) 入浴時間

| 曜日 | 時 間 | | | | | | |
|---------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 月 ～金 | 9:00 ～9:50 | 9:50 ～10:40 | 10:40 ～11:30 | 13:00 ～13:50 | 13:50 ～14:40 | 14:40 ～15:30 | 15:30 ～16:20 |

(表 2) 一日のサービス実施枠数

| 曜日 | 実施枠数 |
|----------|------------------------|
| 月火 木金 | 機械及び介助入浴サービス併せて一日 14 枠 |
| 水 | 機械及び介助入浴サービス併せて一日 21 枠 |

(表 3) 対象利用者人数

| 種 別 | 人 数 | 性別人数 | |
|----------|------|------|------|
| | | 男性 | 女性 |
| 機械入浴サービス | 40 人 | 18 人 | 22 人 |
| 介助入浴サービス | 23 人 | 13 人 | 10 人 |

※平成 29 年 6 月末現在

(2) 利用者の利用する曜日の性別

利用者の利用日ごとの性別については、下表のとおりとする。

| 曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 性別 | 女性 | 男性 | 男性 | 女性 | 女性 |

(3) 祝祭日における業務内容

祝祭日の業務内容については、別紙「目黒区心身障害者センター施設入浴サービス事業祝祭日の業務内容について」のとおりとする。

(4) 事前準備

利用者の入浴介助を行うにあたり、機械浴室内及び一般浴室内において利用者を受け入れるに必要な準備を事前に行うものとする。

(5) 入浴前の健康確認

利用者の入浴介助を行うにあたり、利用者の全身状態、体温、血圧及び脈拍等を確認し、記録をするとともに、入浴の可否判断を行うものとする。なお、入浴の可否判断が困難な場合には、施設と協議したうえで施設の判断に従うものとする。

(6) 入浴介助

入浴が可能な利用者の状態及び依頼に応じて、洗髪、洗体及び洗顔等の介助を行うものとする。なお、利用者が快適かつ安心して入浴できるよう細心の注意をもって業務に従事しなければならない。また、入浴にあたっては、利用者への心理的配慮を十分に施し、羞恥心等を取り除くよう努めなければならない。

(7) 入浴後の健康確認等

入浴終了後に身体状況を観察した後、全身状態、体温、血圧、脈拍及び処置を必要とする部位の症状等を再度確認するとともに必要に応じてじょく瘡処置、爪切り及び薬の塗布等を行ったうえで再度記録する。

(8) 清拭対応

入浴前の健康確認において、入浴が困難と判断された利用者に対し、清拭対応を行うものとする。なお、清拭対応を行った場合においても必要に応じてじょく瘡処置、爪切り及び薬の塗布等を行ったうえで上記(6)同様、再度記録する。

7 人員配置

受託者は、次の条件を満たすよう従事者の配置を行うものとする。

- (1) 従事者の配置については、下表のとおり配置する。なお、従事者については、心身障害者の対応に関する十分な研修を受けた者を配置しなければならない。

| 配置人数 | | | | | |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
| 看護師 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 介助員 (性別) | 4人 (女性) | 4人 (男性) | 6人 (男性) | 4人 (女性) | 4人 (女性) |
| 合計 | 5人 | 5人 | 7人 | 5人 | 5人 |

- (2) 看護師は、正看護師又は准看護師の資格を有する者を配置する。
(3) 介助員は、上記4(2)「利用者利用日性別」のとおり利用者と同性の者を配置する。
(4) 祝祭日における従事者の配置についても同様とする。

8 業務管理

受託者は、次の業務管理を適切に行い、施設から業務管理上における書類等の提出を求めた場合には、速やかに対応を行うものとする。

(1) 報告

利用者の健康状況記録を整備し、利用日の業務終了後に施設へ書面により報告を行うものとする。但し、祝祭日についてはこの限りではない。

(2) 衛生管理

ア 入浴用品類の衛生管理

利用者の身体に直接的に接するタオル等の用品類は、利用者一人ごとに取り替え、清潔の安全が確保されたものを使用しなければならない。なお、タオル等の用品については、常に清潔に保つように管理しなければならない。

イ 入浴設備器具類の衛生管理

利用者の身体に直接的に接する入浴設備及び器具類は、利用者一人ごとに消毒し、利用日の全利用者が利用を終了した後に洗浄及び消毒を行い、清潔の保持に努めなければならない。

ウ 機械浴室及び一般浴室の衛生管理

利用日の全利用者が利用を終了した後に機械浴室内、機械浴室の脱衣所、一般浴室

内、一般浴室の脱衣所及び両浴室間に設置されたトイレの清掃を行うものとする。

なお、一般浴室洗い場においては洗浄を行った後に消毒を行い、清潔の保持に努めなければならない。

エ 浴槽内の残留塩素管理

機械浴室及び一般浴室に設置されている浴槽において、残留塩素濃度の測定を一日に3回測定を行い、必要に応じて施設が用意する塩素溶剤を投入することにより、浴槽水の適切な管理を行うものとする。なお、塩素溶剤の在庫状況については常に把握し、不足が生じた場合については施設に報告しなければならない。

(3) 浴室内等の維持管理

機械浴室及び一般浴室内は常に清潔に保つとともに、事故防止、安全対策には万全を期さなければならない。なお、両浴室内の破損箇所及び備品の不具合を発見した場合は、施設に報告しなければならない。また、機械浴室内に設置されている機械浴槽の型式等については、下表を参照すること。

| 種類 | メーカー名 | 型番 | 台数 |
|----------|----------|----------|----|
| 省力型機械浴槽 | 酒井医療株式会社 | RAL-300L | 1台 |
| 車椅子式機械浴槽 | 同上 | LA-510R | 1台 |

(4) 情報の管理

業務上知り得た利用者の個人情報を第三者に漏らしてはならないものとする。受託終了後もこれと同様とする。

(5) 施設との調整

受託者の業務における責任者及び従事者にあたっては、施設と定期的な打ち合わせの時間を設け、業務上必要な情報等の共有を図り、受託業務状況を的確に把握するとともに、業務の改善等について施設から要望があった場合には誠意をもって対応し、必要な措置を講じなければならない。

9 事故対応

受託者は、業務遂行上で生じた一切の事故についてを施設へ速やかに報告した後、施設の指示に従いその後の対応を行うものとする。

10 虐待の防止について

受託者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努めるとともに虐待の防止に必要な措置を講じなければならない。虐待を受けている場面を発見した場合は、ただちに施設に報告を行うものとする。

11 苦情及び要望への対応

受託者は、利用者から寄せられたサービスに関する苦情、要望に対して誠実に対応するとともに、施設に速やかに報告し、施設と協議することにより、サービス内容の向上に努めるものとする。

12 個人情報保護

受託者は、業務上に知り得た利用者の個人情報については、厳重に取扱うこととし、第三者に漏らしてはならない。なお、本事業受託終了後もこれと同様とする。

13 損害賠償責任

受託者は、業務を行うにあたり、利用者、施設又は第三者に損害を及ぼした時には、その賠償を負うものとする。但し、受託者の責めに帰さない場合は、その限りではない。

14 経費負担

経費の負担区分については、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該事業で使用する施設設備の維持管理に要する経費、電気及び水道等の光熱水費については、施設が負担する。
- (2) 当該事業で使用する浴槽水の水質管理に要する経費については、施設が負担する。
- (3) 当該事業で使用するタオル、バスタオル、洗髪用洗剤、洗体用洗剤、洗浄溶剤及び消毒溶剤等の消耗品類に掛かる経費については、受託者の負担とする。
- (4) 業務遂行上従事者に必要な消耗品類に掛かる経費については、受託者の負担とする。

15 支払方法

受託者は、当月の利用実績に基づき当月末締めにて請求書を作成した後、施設あて請求を行い、施設は翌月末までに受託者の指定する銀行口座に支払うものとする。

16 その他

本仕様書に定めのない事項、又は業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、施設と受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

以 上

目黒区心身障害者センター施設入浴サービス事業祝祭日の業務内容について

目黒区心身障害者センター（以下、「施設」という。）の施設入浴サービス事業における祝祭日の業務内容については、下記のとおりとする。

記

1 サービスにおける連絡調整

- (1) 利用者から利用当日のキャンセルを受けた場合には、送迎委託業者へ連絡するものとする。
- (2) 入浴前の健康チェックにおいて、発熱等で入浴することにより体調の悪化が見込まれる場合又は緊急に利用者家族に確認する必要がある場合には、入浴を行う前に速やかに利用者家族へ電話で確認を行うものとする。
- (3) 利用者の入浴を中止する場合には、入浴中止理由等の詳細説明を利用者家族に丁寧な説明をしたうえで理解を得るものとする。

2 利用者個人情報の提供

祝祭日当日の緊急連絡に備え、施設は前営業日に祝祭日当日利用予定者の氏名、電話番号及び緊急連絡先が記載された一覧を一時的に受託者へ貸与するものとする。

受託者は、貸与された利用者の個人情報を細心の注意を払い業務管理上において適切に管理し、施設の翌営業日に速やかに返却しなければならない。

3 業務実施状況の報告

受託者は、祝祭日に業務した実施状況の詳細について、施設の翌営業日午前10時までに施設へ報告を行うものとする。

4 緊急事態発生時の連絡

利用者へのサービス提供時に不測の事態が生じた場合には、祝祭日における施設の緊急連絡先へ連絡を入れ、施設の指示を仰ぎ対応を行うものとする。祝祭日における施設の緊急連絡先については、予め受託者に伝えるものとする。

5 経費負担

施設備え付けの電話において緊急連絡を行った場合に生じる電話料金については、施設の負担とする。但し、従事者の携帯する電話にて緊急連絡を行った場合に生じる電話料金については、受託者の負担とする。

6 その他

本書に定めのない事項、又は業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、施設と受託者が協議したうえで、これを定めるものとする。